

日 医 発 第 1162 号（保 険）
令 和 7 年 10 月 10 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

令和 7 年台風第 22 号に伴う災害の被災者に関する既往歴等の提供について

令和 7 年台風第 22 号に伴う災害により被災した国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入する被保険者において、かかりつけの医療機関等で診療・調剤を受けることができないため、他の医療機関等を受診する際、当該被保険者に係る既往歴や薬剤情報を把握できない場合が想定されます。

現在、被災した一部地域において「緊急時医療情報・資格情報機能」がアクティブ化されており、当該機能を活用することで、患者の同意の下、マイナンバーカードが手元になくても、患者の 4 情報での検索により、患者の薬剤情報等を把握することができますので、ご活用ください。

また、建物や通信機器の損壊等により医療機関等でオンライン資格確認等システムを利用できないという場合も想定されることから、今般、災害救助法が適用された市区町村の所在する都道府県の国民健康保険団体連合会（国保連）においては、医療機関等及び保険者等から、被災した被保険者の罹患情報等の照会に応じ、国保連の保有する国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者の罹患情報等を提供する事業を実施することとなりましたので、ご連絡申し上げます。

なお、国民健康保険中央会および社会保険診療報酬支払基金からも同様の事務連絡が発出されており、当該事業の実施上の留意点等の詳細につきましては、添付資料をご参照くださいますようお願いいたします。

また、今般の災害により、東京都管内市町村において災害救助法が適用されたことに鑑み、災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いに関する事務連絡が再周知されておりますので、併せてご連絡申し上げます。

つきましては、貴会関係会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

- ・令和7年台風第22号に伴う災害の被災者に関する既往歴等の提供について
(令7.10.9 事務連絡 厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課・医療介護連携政策課)
- ・令和7年台風第22号に伴う災害に係る既往歴等の提供について
(令7.10.9 事務連絡 国民健康保険中央会)
- ・令和7年台風第22号に伴う災害により被災した被保険者等における診療報酬等明細書情報の第三者への提供について
(令7.10.9 事務連絡(重要性分類Ⅲ) 社会保険診療報酬支払基金)
- ・「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る 国民健康保険料(税)等の取扱いについて」の再周知について
(令7.10.9 事務連絡 厚生労働省保険局国民健康保険課)

事 務 連 絡
令和 7 年 10 月 9 日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
後期高齢者医療主管課(部)
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

令和 7 年台風第 22 号に伴う災害の
被災者に関する既往歴等の提供について

令和 7 年台風第 22 号に伴う災害により被災した国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入する被保険者におかれては、かかりつけ医等の医療機関等で診療を受けることができず、他の医療機関等において診療を受ける際に、当該被保険者に係る既往歴や薬剤情報を把握できない場合が想定されます。

現在、「令和 7 年台風第 22 号に伴う災害に係るオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（厚生労働省保険局医療介護連携政策課、医薬局総務課、社会・援護局保護課連名事務連絡）により、被災した一部地域において「緊急時医療情報・資格情報機能」がアクティブ化されており、当該機能を活用することで、患者の同意の下、マイナンバーカードが手元になくても、患者の 4 情報での検索により、患者の薬剤情報等を把握することができます。

他方、建物や通信機器の損壊等により、医療機関・薬局でオンライン資格確認等システムを利用できない場合も想定されることから、このたび、災害救助法が適用された市区町村の所在する都道府県の国民健康保険団体連合会（国民健康保険団体連合会が対応できない場合にあっては、国民健康保険中央会。以下「国保連等」という。）においては、かかりつけ医等の医療機関等以外においても、被災した被保険者の罹患情報等を把握し、適切な医療を速やかに提供するため、医療機関等及び保険者等からの照会に応じ、国保連等が保有する、国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入する被保険者の罹患情報等を提供

する事業を実施することとなりました。ついては、事業の実施について御了知いただくとともに、貴管内関係者に対する周知等、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、国保連等が当該事業を実施するに際しては、下記の点に留意することとしております。詳細につきましては、各国保連等にお問合せ下さい。

記

1. 本人の同意

診療報酬明細書等に記載されている情報を第三者に提供されることについて同意が得られていることを、当該被保険者を診療している医師等を介して確認する等の方法により適切に確認すること。なお、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）において、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は本人の同意は不要とされている。

2. 本人が閲覧しないことの確認

被災した被保険者本人が傷病名等を知ることによって診療上支障が生じる場合があることから、診療報酬明細書等については、被保険者本人が閲覧しないよう、診療を行う医師等に対して直接提供すること。

3. 照会への対応状況の記録

診療報酬明細書等の提供を受けた医療機関等の名称、医師名、年月日、提供情報の概要等について、記録すること。

事 務 連 絡
令和 7 年 10 月 9 日

日本医師会 御中

国民健康保険中央会

令和 7 年台風第 22 号に伴う災害に係る既往歴等の提供について

平素は、国民健康保険の事業運営にご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

令和 7 年台風第 22 号に伴う災害により被災した国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入する被保険者におかれては、かかりつけ医等の医療機関等で診療を受けることができず、他の医療機関等において診療を受ける際に、当該被保険者に係る既往歴や薬剤情報を把握できない場合が想定されます。

現在、「令和 7 年台風第 22 号に伴う災害に係るオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（厚生労働省保険局医療介護連携政策課、医薬局総務課、社会・援護局保護課連名事務連絡）により、一部地域において「緊急時医療情報・資格情報機能」がアクティブ化されており、当該機能を活用することで、患者の同意の下、マイナンバーカードが手元になくても、患者の 4 情報での検索により、患者の薬剤情報等を把握することができますので、ご活用ください。

他方、建物や通信機器の損壊等により、医療機関・薬局でオンライン資格確認等システムを利用できない場合も想定されることから、このたび災害救助法が適用された市区町村の所在する都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）においては、かかりつけ医等の医療機関等以外においても、被災した被保険者の罹患情報等を把握し、適切な医療の速やかな提供に資するよう、医療機関等及び保険者等からの照会に応じ、国保連が保有する、国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入する被保険者等の罹患情報等について、下記のとおり提供する取扱いといたします。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、この取扱いにつきましては、厚生労働省保険局国民健康保険課及び高齢者医療課と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 本人の同意

診療報酬明細書等に記載されている情報を第三者に提供されることについて同意が得られていることを、当該被保険者を診療している医師等を介して確認する等な方法により適切に確認すること。なお、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は本人の同意は不要とされている。

2. 本人が閲覧しないことの確認

被災した被保険者本人が傷病名等を知ることによって診療上支障が生じる場合があることから、診療報酬明細書等については、被保険者本人が閲覧しないよう、診療を行う医師等に対して直接提供すること。

3. 照会への対応状況の記録

診療報酬明細書等の提供を受けた医療機関等、医師名、年月日、提供情報の概要等について、記録すること。

4. 医療機関等からの照会窓口等

当該医療機関等の所在地を管轄する都道府県の国民健康保険団体連合会

（当該取扱いに関するお問い合わせ先）

公益社団法人 国民健康保険中央会 医療保険部 北澤、佐藤（成）、友光
TEL：03-3581-6561 （連絡可能時間：9 時 00 分から 17 時 30 分）

重 要 性 分 類 III
事 務 連 絡
令 和 7 年 10 月 9 日

日本医師会 御中

社会保険診療報酬支払基金

令和 7 年台風第 22 号に伴う災害により被災した被保険者等における
診療報酬等明細書情報の第三者への提供について

平素は、支払基金の事業運営にご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、標記「令和 7 年台風第 22 号に伴う災害」につきましては厚生労働省保険局医療介護連携政策課等から、被災している一部地域について、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化について示されており、当該機能を活用することで、患者の同意の下、マイナンバーカードが手元になくても、患者の 4 情報での検索により、資格情報や薬剤情報等を把握することができます。

他方、建物や通信機器の損壊等により、医療機関・薬局（以下「医療機関等」という。）でオンライン資格確認等システムを利用できない場合も想定されることから、かかりつけ医等の医療機関等以外においても、被災した被保険者の罹患情報等を把握し、適切な医療の速やかな提供に資するよう、医療機関等からの照会に応じ、社会保険診療報酬支払基金が保有する被保険者等の既往歴や薬歴等について、下記のとおり提供する取扱いといたします。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、この取扱いにつきましては、厚生労働省保険局保険課と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 本人の同意

社会保険診療報酬支払基金より提供した、診療報酬明細書等に記載されている本人が第三者提供について同意していることを、診療している医師等の第三者を介して確認する等の適切な方法により確認すること。

なお、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は本人の同意は不要であること。

2. 本人が閲覧しないことの確認

本人が傷病名等を知ることによって診療上支障が生じる場合があることから、診療報酬明細書等については、本人が閲覧しないよう、診療を行う医師等に対して直接提供すること。

3. 照会への対応状況の記録

社会保険診療報酬支払基金において、診療報酬明細書等の提供を行った医療機関等、医師等、提供年月日、提供情報の概要等について記録する。

4. 医療機関等からの照会窓口

当該医療機関等の所在地を管轄する都道府県の審査事務センター（分室）及び審査委員会事務局

（当該取扱いに関するお問い合わせ先）

社会保険診療報酬支払基金本部 電話 03-3591-7441（代表）

- ・アクティブ化に関することについて

情報基盤部資格情報課 藪井

- ・第三者提供に関することについて

事業統括部中日本事業サポート課 田邊



10月8日 22時30分公表

令和7年10月8日
内閣府政策統括官（防災担当）

令和7年台風第22号に伴う災害に係る 災害救助法の適用について

1. 災害の概要

令和7年台風第22号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、東京都は7町村に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【東京都】 島しょ利島村 （とうしょとしまむら） 島しょ新島村 （とうしょにいしまむら） 島しょ神津島村 （とうしょこうづしまむら） 島しょ三宅村 （とうしょみやけむら） 島しょ御蔵島村 （とうしょみくらじまむら） 島しょ八丈町 （とうしょはちじょうまち） 島しょ青ヶ島村 （とうしょあおがしまむら）	10月8日	令和7年台風第22号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

2. これまでにとられた措置

- ・ 避難所の設置 等

本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付
藤田、新野、阿部、池沼、田村
TEL 03-5253-2111（内線51276）
03-3503-9394（直通）

災害救助法（S22年法118）の概要

※平成25年度厚生労働省から内閣府に移管。

「災害対策基本法」を中心に、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みの中で、「災害救助法」は、**発災後の応急期における応急救助に対応するための法律**である。

災害が発生した場合の対応



災害が発生するおそれがある場合の対応



1. 制度概要

- (1) 災害救助法に基づく救助は、都道府県知事等の行う「法定受託事務」である。
- (2) 都道府県知事等が適用基準に該当する市町村において現に救助を必要とする者に行う。
(法第2条第1項)
 - ① 災害により一定数以上の住家の滅失（全壊）が生じた場合（令第1条第1項第1号～第3号）
 - ② 多数の者に生命又は身体への危害が生じ継続的な救助が必要な場合等（令第1条第1項第4号）
- (3) 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策本部が設置され、その所管区域が告示されたときは、都道府県知事等が、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に救助を行うことができる。（法第2条第2項）

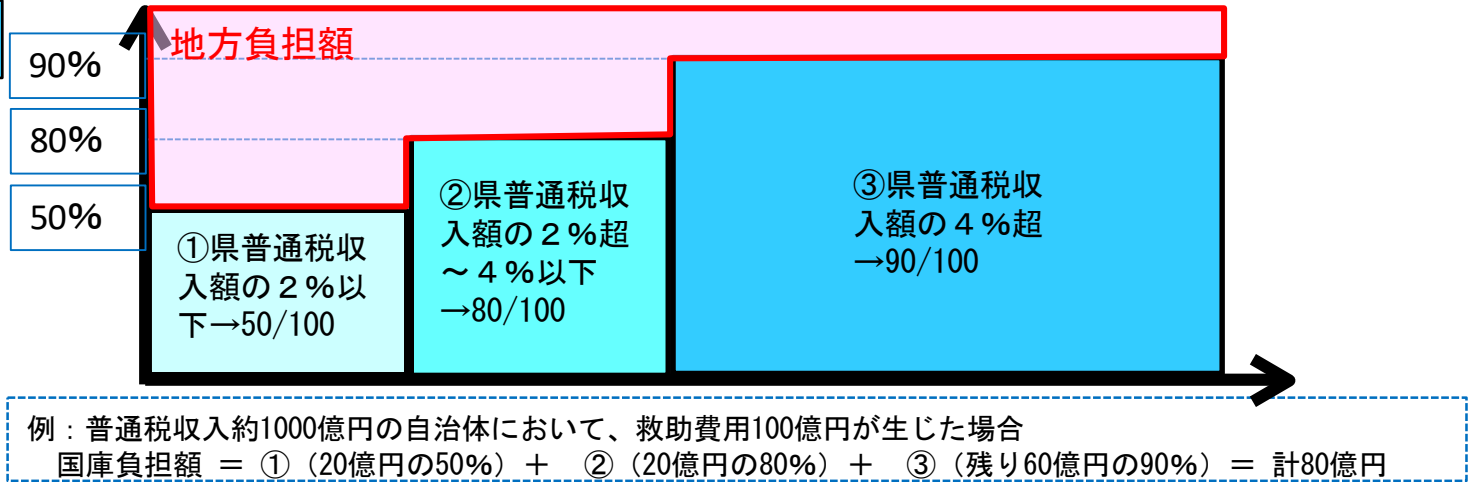
		市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を適用しない場合		救助の実施主体（基本法5条）	救助の後方支援、総合調整（基本法4条）
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助（法13条2項）	救助の実施主体（法2条） （救助実施の区域を除く（法2条の2））
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体（法13条1項）	救助事務の一部を市町村に委任可（法13条1項）
	費用負担	費用負担なし（法21条）	掛かった費用の最大100分の50（残りは国が負担）（法21条）

2. 救助の種類、程度、方法及び期間

(1) 避難所の設置（S22～）	(6) 医療及び助産（S22～）	(11) 埋葬（S22～）
(2) 応急仮設住宅の供与（S28～）	(7) 被災者の救出（S28～）	(12) 死体の搜索・処理（S34～）
(3) 炊き出しその他による食品の給与（S22～）	(8) 福祉サービスの提供（R7～）	(13) 障害物の除去（S34～）
(4) 飲料水の供給（S28～）	(9) 住宅の応急修理（S28～）	
(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与（S22～）	(10) 学用品の給与（S22～）	

- **一般基準**：救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、**内閣総理大臣が定める基準**（※）に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。（※平成25年内閣府告示第228号）
- **特別基準**：一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、**内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準**（※）を定めることができる。（※令第3条第2項）

3. 国庫負担



事 務 連 絡
令和 7 年 10 月 9 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る
国民健康保険料（税）等の取扱いについて」の再周知について

平素より国民健康保険制度の円滑な実施につきましては、格段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

災害により被災した世帯の国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについては、「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて」（平成 25 年 5 月 2 日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）（以下「事務連絡」といいます。）においてお示しするとともに、当該取扱いについて、管内の保険者への周知・指導をお願いしているところです。

今般、令和 7 年台風第 22 号に伴う災害により、令和 7 年 10 月 8 日付けで東京都島しょ利島村、島しょ新島村、島しょ神津島村、島しょ三宅村、島しょ御蔵島村、島しょ八丈町、島しょ青ヶ島村において災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されたことにかんがみ、別添のとおり事務連絡を改めて周知しますので、同内容について改めてご了知いただくとともに、関係保険者への周知等について、特段のご配慮をお願いします。なお、今後、新たに災害救助法が適用された場合等においても、各都道府県におかれましては、関係保険者に遺漏なく周知いただきますよう御配慮をお願いいたします。

事務連絡
平成 25 年 5 月 2 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険料主管課（部）
都道府県総務主管部（局）
国民健康保険税主管課（部）

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
総務省自治税務局市町村税課

災害により被災した国民健康保険被保険者に係る
国民健康保険料（税）等の取扱いについて

標記について、災害により被災した世帯の国民健康保険被保険者（以下「被災被保険者」という。）に係る国民健康保険料（税）等については、保険者において適切にご対応いただいているところですが、下記内容について改めてご了知いただくとともに、災害の発生により貴管内の市町村が災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた場合等にあつては、同内容について関係保険者への周知・指導等よろしく取り計られるよう、特段のご配慮をお願いします。

記

- 1 国民健康保険においては、特別な理由がある被保険者に対し、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 44 条、第 77 条及び第 81 条並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 15 条、第 20 条の 5 の 2 及び第 717 条の規定に基づき、保険者の判断により、国民健康保険料（税）の徴収猶予、納期限の延長及び減免並びに一部負担金の徴収猶予又は減免を行うことができることとなっており、被災被保険者の国民健康保険料（税）等についても被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。
- 2 被災被保険者に係る国民健康保険料（税）及び一部負担金の減免額については、その実情に対して、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和 38 年厚生省令第 10 号）第 6 条第 1 号又は第 4 号に基づき、特別調整交付金が交付されること。（交付要件の詳細については「災害による国民健康保険料（税）の減免に伴う特別調整交付金の算定基準について」（昭和 42 年 6 月 30 日付け保発第 24 号）を参照。）
- 3 国民健康保険料（税）を特別徴収の方法により納付している被保険者から上記 1 に係る申請があつた場合においては、国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）第 32 条の 26 第 5 号及び地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）第 24 条の 34 第 2 号の規定に基づき、普通徴収の方法による納付への変更が可能であること。
なお、この場合の納付方法については、口座振替の方法に限らないこと。
- 4 国民健康保険料（税）及び一部負担金の減免については、被災地の被保険者に対して周知徹底に努めること。